平成２４年（フ）第２０２号
埼玉県戸田市美女木東１丁目１番３号
破産者　日本トラスト株式会社
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
さいたま市見沼区大字小深作180番地
破産者　ムサシダイヤモンド工業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
千葉県柏市増尾台３丁目６番41号
破産者　株式会社永晃塗装
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６３号
千葉県松戸市金ケ作344番地の１　サンマンション松戸常盤平208号
破産者　ＮＰＯ法人スマイル
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６７号
千葉県野田市谷津1076番地の１　レリジョン202
破産者　中山　　武
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７２号
千葉県柏市根戸432番地38　ジュネパレス柏第501―104号
破産者　對馬　　通
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第７４号
東京都千代田区神田平河町１番地
破産者　株式会社ＮＲＡプランニング
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１２１２７号
東京都文京区小石川４丁目16―13―203
破産者　西野　嘉之
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１２８号
東京都文京区小石川４丁目16―13―203
破産者　榮　惠美子
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４号
富山市千成町12番39号、商業登記簿上の本店所在地富山県射水市戸破3052番地１
破産者　株式会社ＥＸワーク富山
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５号
静岡県藤枝市大洲５丁目６番地の３
破産者　有限会社ＡＵＴＯ　ＳＨＯＰ遊
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１３０号
大阪市北区天神橋５丁目５番31号ルミエール天満６Ｆ
破産者　有限会社エム・アンド・ジー
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３１号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目２番21号
破産者　株式会社グローリア
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８１号
大阪市中央区難波３丁目１番27号
破産者　株式会社ＵＮＩＴＹ
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６号
大阪市北区天満橋１丁目３番８―302号
破産者　株式会社フィリオ
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４７号
大阪府豊中市宮山町３丁目３番38号
破産者　株式会社カネヨシ
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７３号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目６番３号
破産者　Ｄａｄｄｙ＆Ｍａｍｍｙ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８号
岡山県新見市新見454番地９　小岸ワンルームコーポ２―３号、旧住所岡山県新見市大佐大井野1593番地
破産者　佐藤　　武
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２５年（フ）第９６０号
最後の住所広島県東広島市黒瀬町南方2005番地40
破産者　被相続人亡北井賢人相続財産
1　決定年月日　平成26年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８号
秋田県湯沢市御囲地町19番
破産者　株式会社メルコレディ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３７号
群馬県利根郡みなかみ町上津595番地１
破産者　株式会社ピットアルプ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係